

徳島県告示第百五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 要措置区域

三好市池田町ウエノ三 八番一の一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「省令」という。）第三十一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。）

省令別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）